



シリーズ・国保

国民健康保険の財政は、 危機的状況です！

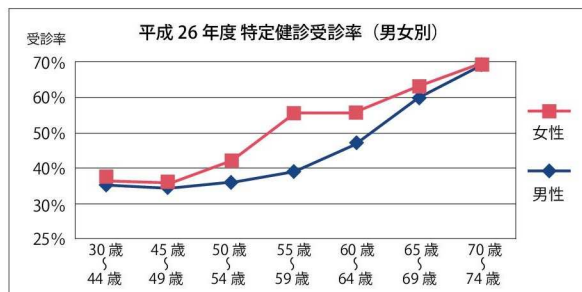
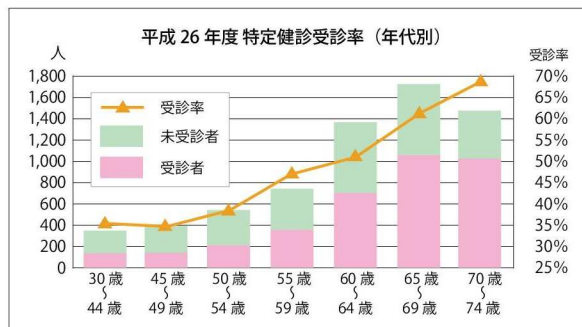
特定健診を受診した場合と受診していない場合の生活習慣病罹患状況の一人当たり医療費は、特定健診を受診していない場合の方が、統計的に「約11万円」高くなっています。

特定健診の受診の有無により、医療費も増減することになります。

ですので、国民健康保険の皆様も特定健診を受診するようお願いいたします。

平成26年度の特定健診受診率 54.8%

平成26年度の志布志市の特定健診受診率は54.8%（昨年度比3.1%増）となりました。平成26年度の特定健診受診率を年代別、男女別にグラフにしますと次のようになります。



今年度の集団健診及び個別健診は終了しましたが、情報提供は3月末日まで行うことができます。希望される方は、市が発行する特定健診情報提供票を医療機関に提出する必要がありますので、保健課 保健対策係までご連絡ください。

また、1月に各世帯に配布した平成28年度特定健診等受診希望調査票の提出を忘れないようにしてください。

■問い合わせ先：保健課 TEL：474-1111（内線：国民健康保険係123～125、保健対策係164・165）



特定健診の年代別受診率については、40歳代は35%前後で、50歳代でも50%に届いていない状況です。60歳から74歳までの方は、未受診者よりも受診者が多く、受診率も高くなっていますので、40歳から64歳までの働く世代の方にもっと積極的に受診していただく必要があります。

平成26年度特定健診の受診率を男女別で見ますと、全ての年代を通じて、女性の方が男性の方の受診率を上回っています。男性の方も積極的に特定健診を受診して、生活習慣病の予防や早期発見に役立てましょう。

55歳から59歳までの男女の受診率は、男性の受診率が16.4%も低くなっています！特定健診の積極的な受診をお願いします！

志布志市の税金に関することや滞納処分の状況をご紹介します。

不動産公売会を実施します。

市では、公正な滞納処分に資するため以下の財産について公売を実施します。

- 公売方法：入札方式 ●入札会場：有明地区公民館（旧農村環境改善センター）
- 携行品：印鑑（認印可、シャチハタ不可）、身分証明書（運転免許証等）
- ※代理人による入札の場合、委任状及び代理人の印鑑・身分証明書
- その他 いずれも公簿表示で現況渡しです。

●平成28年2月24日（水）入札実施分（10時受付 10時30分入札）

売却区分番号	公売財産の名称、性質及び数量	見積価額
27-44	志布志町志布志字仮又1313番 原野 344㎡	45,000円
27-45	志布志町志布志字仮又1315番 原野 186㎡	25,000円
27-46	志布志町志布志字仮又1355番 原野 726㎡	94,000円
27-47	志布志町夏井字樋ノ口809番3 山林 209㎡	17,000円
27-48	志布志町内之倉字懐6747番7 原野 410㎡	9,000円
27-49	志布志町内之倉字泉出7009番2 山林 13,848㎡	305,000円
27-50	志布志町内之倉字泉出7028番2 山林 474㎡	12,000円
27-51	志布志町内之倉字昆砂ヶ野7090番4 山林 108㎡	3,000円



売却区分番号27-45

※市報11月号で掲載した売却区分番号27-28及び27-29の入札も同時に行います。

※公売物件の詳細については、ホームページまたは本庁・各支所窓口にあるチラシをご覧ください。

※市報12月号で掲載した3月2日（水）実施予定でした売却区分番号27-36は、公売中止となりました。

問 本庁 税務課 滞納整理係 TEL：474-1111（内線153）

今月の納税

- 国民健康保険税（10期）
- 後期高齢者医療保険料（10期）
- 介護保険料（10期）

納期限：2月29日（月）

口座振替日：2月25日（木）

口座振替をされる方は、口座振替日の前日までに残高確認をお願いします。

※納税証明等の交付について

金融機関等で納付してから市役所で納付確認ができるまで、約1週間程度かかる場合があります。納付後、早急に納税証明等が必要な場合は領収書等をお持ちの上、交付請求していただきますようお願いいたします。

平成27年度 滞納処分等実施状況について

◆差押えを実施した件数（平成27年度4月～12月） **127件**

差押えの内容：

- 債権：49件 ●預貯金：36件
- 不動産：24件 ●給与：14件
- 動産：4件

生活状況により一度に納税することが困難な方や失業・病気等で収入がない方につきましては、本庁・各支所の税務窓口で納税相談を実施しています。

特別な理由もなく滞納が続けられますと、他の納税者との公平を保ち、大切な市税を確保するため、財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえることになります（法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押さえなければならない」と定められています）。

問 本庁 税務課 TEL：474-1111 滞納整理係（内線152・153）
収納管理係（内線147・148）